

表1. 昇降機の確認申請の要件

昇降機種別	確認申請の要件
エレベーター	(1)エレベーターを新設する場合 (2)既設のエレベーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 ^{※1} (全部又は一部) 、かご (枠及び床版) 、駆動装置 (巻上機又は油圧パワーユニット等) 及び制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エレベーターを撤去・新設とみなす。)
エスカレーター	(1)エスカレーターを新設する場合 (2)既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 ^{※1} (全部又は一部) 、駆動装置及び制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エスカレーターを撤去・新設する場合とみなす。)
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

※1. 令第129条の4、令第129条の12第2項に定める主要な支持部分を指す。

※2. 1つでも取り替えない部材がある場合 (例.駆動装置以外は全て交換する場合等) は、法第87条の4の「設ける場合」とみなさない。

※3. 改修等の工事を2回以上に分け、これらの改修等を合わせると「設ける場合」に該当する場合は、個別に判断する。

表2. 適用事例 (ロープ式エレベーターの場合)

部材					取替部材				
① いずれか	施行令 第129条の4 に定める主要 な支持部分	主索			☐	☐	☐	☐	☐
		主索の端部			☐	☐	☐	☐	☐
		支持ばり 等	機械室あり	マシンビーム	☐	☐	☐	☐	☐
			機械室なし	ガイドレール	☐	☐	☐	☐	☐
				頂部支持ばり	☐	☐	☐	☐	☐
② 両方	かご枠			☐	☐	☐	☐	☐	
	かご床版			☐	☐	☐	☐	☐	
③	駆動装置			☐	☐	☐	☐	☐	
④	制御盤			☐	☐	☐	☐	☐	
確認申請の要否※4					必要	必要	必要	不要	不要

※4. 確認申請の要否については、①～④全てに該当する場合は「必要」となり、①～④のうち1つでも該当しない場合は「不要」となる。

※5. 「○」印は取り替える部材を表す。